

薬食発第 0521001 号
平成 20 年 5 月 21 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長

薬事法施行規則の一部を改正する省令の公布について

薬事法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 69 号。以下「改正法」という。）による改正後の薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 50 条第 6 号の規定に基づき、薬事法第 36 条の 3 第 1 項に規定する区分ごとの表示（以下「区分表示」という。）を内容とする薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 109 号。以下「改正省令」という。）が平成 20 年 5 月 21 日に公布された。

改正省令で定められている事項及び細部の取扱いについては下記のとおりであるので、貴職におかれでは、貴管下関係業者等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 区分表示の方法について

（1）記載事項

区分表示として、第一類医薬品に「第 1 類医薬品」と、第二類医薬品に「第 2 類医薬品」と、第三類医薬品に「第 3 類医薬品」と、それぞれ記載し、枠で囲むこと。

具体的には、枠は四角枠として以下のように記載することとする。

第 1 類医薬品

第 2 類医薬品

第 3 類医薬品

また、第二類医薬品のうち、特に注意を要する医薬品として別紙のとおり指定したもの（以下「指定第二類医薬品」という。）については、併せて「2」の数字を四角枠又は丸枠で囲むこととする。

第 2 類医薬品

又は

第 ② 類医薬品



(2) 記載する場所

区分表示は、一般用医薬品の直接の容器又は直接の被包（以下「直接の容器等」という。）に記載すること。また、直接の容器等が小売のために包装されている場合において、その直接の容器等への記載が外部の容器又は外部の被包（以下「外部の容器等」という。）を透かして容易に見ることができないときは、外部の容器等にも併せて記載されていなければならないこと。

区分表示は基本的に直接の容器等、外部の容器等ともに、当該一般用医薬品の名称（以下「販売名」という。）が記載されている面と同じ面に記載することとし、販売名が複数の面に記載されている場合は、販売名が記載されている各面に記載することとする。

(3) 区分表示の文字及び数字（以下「文字等」という。）並びに枠の色

区分表示の文字等及び枠の色は黒字及び黒枠とすること。ただし、記載する場所の色等との比較において、できるだけ見やすくするために、白字及び白枠としても差し支えないこと。

(4) 区分表示の文字等の大きさ

区分表示の文字等の大きさは、8 ポイント（工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本工業規格 Z8305 に規定するポイントをいう。以下同じ。）以上とすること。

ただし、記載する場所が狭い等の理由により、区分表示の文字等を明瞭^{りょう}に記載することができない場合はこの限りではないこと。

具体的には、販売名等の表記に用いる文字等の大きさが 8 ポイント未満である場合、区分表示の文字等の大きさは、販売名等の表記に用いる文字等の大きさと同じ大きさであっても差し支えないこととする。

(5) その他

上記（1）～（4）に加えて、色による区分ごとの識別や障害者に配慮した表示等を行うことは差し支えないが、その場合、容器又は被包の色調等に注意しつつ、適切に表示することとする。

2 施行期日

改正省令の施行期日は、改正法附則第 1 条に規定する、公布の日（平成 18 年 6 月 14 日）から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「新法施行日」という。）であること。

ただし、改正法の円滑な施行のため、新法施行日以後、店舗等において販売等される一般用医薬品に区分表示が行われていることを促す観点から、区分表示を行った製品が新法施行日以前から製造販売等されることが望ましく、シール等を貼付することにより区分表示を行うことも認められることとする。

3 経過措置

（1）改正法附則第 18 条第 1 項の規定により、新法施行日から起算して 2 年間は、一般用医薬

品に区分表示が行われていなくとも、改正前の薬事法の規定に適合する表示がされている限り、店舗等において販売等することができる。

(2) 改正省令の経過措置として、新法施行日時点で存在する一般用医薬品であって、改正前の薬事法の規定に適合する表示がなされているものについては、外部の容器等に区分表示が行われている場合には、直接の容器等に区分表示が行われているものとみなされるため、新法施行日から起算して2年を経過した以降も、店舗等において販売等することができる。

この場合、外部の容器等にシール等を貼付することにより区分表示を行うことも認められることとする。

(3) 新法施行日から起算して1年以内に製造販売等される製品については、改正法附則第18条第2項の規定により、新法施行日から起算して2年間、改正前の薬事法の規定に適合する表示がされている限り、店舗等において販売等することができるが、直接の容器等及び外部の容器等に区分表示が行われた場合には、新法施行日から起算して2年を経過した以降も店舗等において販売等することができる。

この場合、直接の容器等、外部の容器等とともに、シール等を貼付することにより区分表示を行うことも認められることとする。

4 その他

区分表示は添付文書にも併せて記載することとする。この場合、記載事項については、上記1(1)と同様の記載を行うこととする。

平成11年8月12日付け医薬発第983号厚生省医薬安全局長通知「一般用医薬品の使用上の注意記載要領について」の別添「一般用医薬品の使用上の注意記載要領」第1 使用上の注意の記載に際しての原則 8. 次の事項については、外部の容器又は外部の被包の使用者の目にとまりやすい場所に、別途記載すること。(6) 医薬品である旨、については、区分表示が行われている場合は記載されているとみなすこととする。

指定第二類医薬品

以下に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤

無機薬品及び有機薬品

1	アスピリン
2	アミノ安息香酸エチル。ただし、外用剤（坐剤を除く。）を除く。 [内服薬に限る]
3	アモロルフィン
4	アリルイソプロピルアセチル尿素
5	安息香酸。ただし、外用剤（吸入剤を除く。）を除く。 [吸入剤に限る]
6	エストラジオール
7	エストラジオール安息香酸エステル
8	エチニルエストラジオール
9	エテンザミド
10	カサントラノール
11	コデイン
12	コルチゾン酢酸エステル
13	サザピリン
14	サリチルアミド
15	サリチル酸 [内服薬に限る]
16	サリチル酸フェニル。ただし、外用剤を除く。
17	ジヒドロコデイン
18	ジフェンヒドラミン。ただし、外用剤（坐剤及び点鼻剤を除く）を除く。 [睡眠改善薬に限る]
19	シュウ酸セリウム
20	センノシド
21	デキサメタゾン
22	デキサメタゾン酢酸エステル
23	ニコチン
24	ネチコナゾール
25	ビタミンA油。ただし、外用剤を除く。
26	ヒドロコルチゾン
27	ヒドロコルチゾン酢酸エステル

28	ヒドロコルチゾン酔酸エステル
29	ピペリジルアセチルアミノ安息香酸エチル
30	プソイドエフェドリン
31	ブテナфин
32	フルオシノロンアセトニド
33	プレドニゾロン
34	プレドニゾロン酢酸エステル
35	プレドニゾロン吉草酸エステル
36	プロムワレリル尿素
37	プロメタジン
38	ベタネコール
39	ベタメタゾン吉草酸エステル
40	メチルエフェドリン 〔内服薬に限る〕
41	ラウォルフィアセルペンチナ総アルカロイド
42	レチノール。ただし、外用剤を除く。
43	レチノール酢酸エステル。ただし、外用剤を除く。
44	レチノールパルミチン酸エステル。ただし、外用剤を除く。
45	ロペラミド

生薬及び動植物成分

1	イチイ。ただし、外用剤を除く。
2	カスカラサグラダ。ただし、外用剤を除く。
3	クバク
4	コジョウコン
5	センナ
6	センナジツ
7	センナヨウ
8	トコン
9	マオウ。ただし、外用剤を除く。



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

- 戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務二七二）

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の規定に基づき研修を定める件の一部を改正する件（同二七三、二七四）

○日本国に帰化を許可する件
(同二七五)

○関税法第一百一条第五項第一号に規定する貿易の振興に資するため特に必要がある場合を定める件を廃止する件（財務一七七）

○生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成二十年度における発動基準となる数量を告示
(同一七八)

○豚肉等に係る関税の緊急措置の平成二十年度における発動基準となる数量を告示（同一七九）

○食品衛生法の規定に基づく登録検査機関の製品検査業務の休止を許可した件（厚生労働三一三）

省令

目次

- 農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の一部を改正する件
(農林水産七七四)
 - 農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準の一部を改正する件(同七七五)
 - 保安林の指定をする件
(同七七六～七九五)
 - 保安林の指定を解除する件
(同七九六)

消防厅 農林水産省 [叙位・叙勳] [皇室事項] [官房報告]

〔國會事項〕

○水路測量の実施に関する件
(海上保安庁一四六)
○道路に關する件
(近畿地方整備局九四)

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（経済産業一〇九）
○建築基準法に基づく指定確認検査機関の業務区域を変更した件

○保安林の指定を解除する仕

○保安林の指定をする件

○ 農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示

○農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の一部を改正する件

九 八 八 七

裁判所	財團、有権者申出方、建設業の許可の取消処分関係
相続	公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生關係
地方公共団体	職員の免職処分、教育職員免許状失効關係
会社その他	

日本と世界の天候（平成二十年四月）
（速報）（気象庁）

〔資料〕

省
金

一	第一類醫藥品	第1類醫藥品
二	第二類醫藥品	第2類醫藥品
三	第三類醫藥品	第3類醫藥品

（法第三十六条の三第一項に規定する区分こと
の表示）

第二百九条の二 法第五十条第六号の規定により
直接の容器又は直接の被包に記載するよう規定して
められた事項については、次の表の上欄に掲げ
る法第三十六条の三第一項に規定する区分に応
じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句を記載し
なければならぬ。

○厚生労働省令第百九号
　　薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年五月二十一日

厚生労働大臣 妹添 要一

　　薬事法施行規則の一部を改正する省令
　　薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。
　　第二百九条の次に次の二条を加える。

3 第一項の表の下欄に掲げる字句については、
工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)
に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」)
という。二八三〇五に規定する八ポイント以上
の大きさの文字及び数字を用いなければならな
い。ただし、その直接の容器又は直接の被包の
面積が狭いため同欄に掲げる文字及び数字を明
りよう記載することができない場合は、この
限りではない。

(施行期日)

附 則

第一条 この省令は、薬事法の一部を改正する法
律(平成十八年法律第六十九号。以下「改正法」)
という。の施行の日から施行する。

(鑑別指圖)

機械、その他の施行の際現に特有の一般用医薬品(改正法による改訂後の業事法(昭和31年法律第百四十号附)第115条第1項に規定する一般用医薬品を除く。)であつて、その容器又は被包に改正法による改訂前の業事法の規定に適合する表示が記載されたものにて、その外観の容器又は外観の被包によりの省略による改訂後の業事法施行規則第119条の「規定する表示が記載されない場合」に同一規定期間に規定する表示が別途医薬品の直接の容器又は被包に記載せられたるものとみなす。

扣押

機械「平成十七年六月四八日」又「平成二十九年六月八日」止格。○

車載溝 昭和59年9月6日生
住所 東京都江戸川区西小岩1丁目16番5号

李大樹 昭和56年7月22日生
住所 山口県下関市竹崎町2丁目3番7—209号

宋基榮 昭和25年7月6日生
住所 宋順祚 昭和27年5月20日生

宋勇 昭和51年4月11日生
宋健子 昭和54年8月4日生

宮城県名取市名取が丘5丁目19番6号
住所 朴連順 昭和46年2月16日生

李ソナ 平成10年6月18日生
李姫武 平成12年4月5日生

東京都千代田区東神田3丁目2番3号
河吉愛 昭和49年1月19日生

奈良県大和高田市井新町1番23号
住所 金龍治 昭和51年8月18日生

栃木県宇都宮市宿郷2丁目3番13号
住所 須榮和 昭和55年4月10日生

金裕貴 平成4年9月20日生

滋賀県大津市下阪本3丁目12番12号
住所 柳勇吉 昭和46年10月15日生

兵庫県芦屋市潮見町19番8号
住所 金永豊 昭和41年8月27日生

兵庫県姫路市安田4丁目34番地
住所 黄龍喜 昭和4年1月1日生

陳三根 昭和36年4月20日生

李美佐子 昭和40年8月16日生

陳光恵 平成元年8月8日生

陳彩惠 平成5年6月18日生

愛媛県大洲市袖木924番地
住所 陳宏成 平成3年3月1日生

神戸市西区井吹台西町1丁目6番地
住所 許友司 昭和37年5月29日生

李昌代 昭和40年11月17日生

許愛加 平成6年5月8日生

許康平 平成9年7月27日生

埼玉県北足立郡伊奈町榮6丁目7番地4
住所 尹公一 昭和47年12月1日生

大阪市東住吉区今川五丁目3番8—207号
住所 佐愛順 昭和43年11月19日生

大坂市生野区勝山南2丁目2番4号
住所 白早苗 昭和58年12月10日生

河本豊 昭和52年10月10日生

三重県三重郡菰野町大字神森679番地1
住所 吴信枝 昭和30年1月14日生

○機械省知長第1147号(昭和42年1月11日)
医薬法第48条第1項の規定による、次の事項を記載せねばならない。
医薬品の業事法施行規則第119条の「規定する表示が記載されない場合」に同一規定期間に規定する表示が別途医薬品の直接の容器又は被包に記載せられたものとみなす。

平成二十九年六月四八日

機械大田 雪子 係長

大田区医師会

平成二十九年六月四八日